



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

健康よもやま話

「健康会計」がいよいよ導入

経済産業省と厚生労働省が、企業による従業員の健康管理情報の開示を進める仕組みを新たに創設するそうです。

定期健診など健康管理への投資とその効果を定量的に把握できる「健康会計」は、世界で初めての試み。健康会計制度により、企業は従業員への予防医療の徹底を積極的に取り組むことになりそうです。

「健康会計」とは、従業員の健康を維持するための費用を、将来の病気発生を抑えるための投資とみなし、健康増進による経済効果を示し、投資家へ情報開示をするものです。

現在行われているような西洋医学による健康診断チェックだけでは、近年増え続けている医療費を減らす事は難しいですね。

そこで、注目されているのが東洋医学なのです。東洋医学は、未病段階で体を未然に整えていくこと(予防医学)を得意としています。

東洋医学の歴史は非常に古く、東洋的な自然哲学思想が根本になって作られているため、東洋医学は経験医学として発達し、先人たちの数多くの経験の積み重ねと臨床実験の結果の上に成り立っています。

西洋医学が自然科学を基としての分析を手段に病気の本体を解明する局所的医学に対し、東洋医学は自然哲学を基に、自然との調和、順応という形で生命をとらえる、全体医学なのです。

では、健康会計にはどんなメリットがあるのでしょうか？

企業は、健康資本増進活動が効率的・効果的に推進されることから、内部意思決定への活用による事業リスクの低減・労働生産性の向上やステークホルダーへの説明責任の充実・評価の向上が見込めます。

従業員にとっては、健康増進活動・行動変容の促進の結果として、能力の発揮・就業環境の改善が図られることから、企業(職場)に対する満足度の向上が期待できます。

投資家(株主)は、投資先を選択する場合におけるその企業の中長期的な成長性を判断する材料の一つになります。

企業が健康会計に積極的に取り組むことにより、個人の意識としても、病気になってから治療をするのではなく、病気にならない(病気になりにくい)健康的な体を維持することが必要となります。普段から慢性疲労をためない、ストレスをためないように心がけ、適時に取り去っていく習慣を身につけたいものですね。

自己の健康管理を自己投資とみなして、予防的に体をメンテナンスすることを徹底したいものです。(青島 彩子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (子会社等に対する寄附金)

当社は、サービス業を営む3月決算法人で、業績不振の子会社に対する貸付金があります。子会社支援のため当期は無利息とし、また、元本についても当期末にその一部を債権放棄する予定です。税務上、何か問題がありますか？

Answer

子会社支援のための利息の免除や債権の放棄であっても、一定の場合を除いて、税務上その子会社に対する寄附金として取り扱われます。従って、寄附金の損金算入限度額を超える部分の金額については、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入することができません。

解説



【寄附金の額】

法人が金銭その他の資産の贈与又は経済的な利益の無償の供与をした場合には、原則として、その時における価額が寄附金の額とされます。そして、寄附金は反対給付を伴わない事業関連性に乏しい支出であるとの理由から、一定の損金算入限度額を超える部分の金額については、法人税の課税所得の計算上損金の額に算入することができないこととされています。

【寄附金の額とされるもの】

金銭以外の資産の贈与等のほかにも、低額譲渡や低廉供与などを行った場合は、譲渡時又は供与時の価額と時価との差額が、寄附金の額に含まれることとなります。

【費用性が認められる場合】

法人がその子会社等に対して無利息貸付けや債権放棄をした場合でも、それが例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとされています。

ただし、子会社等が単に債務超過であるというだけでは認められず、倒産の危機があるかどうかについての客観性が問われますので、注意が必要です。

【寄附金の損金算入限度額】

$$(\text{資本金等の額} \times 2.5/1000 \times \text{当期の月数}/12 + \text{当期の所得金額} \times 2.5/100) \times 1/2$$

注1 当期の所得金額 = 別表4仮計 + 寄附金の額

注2 国外関係者に対する寄附金の額はその全額が損金の額に算入されません。

例えば、子会社等に対する利息の免除額が30万円、資本金等の額が3千万円、所得金額が2千万円の場合、損金算入限度額は29.1万円となり、利息の免除額30万円のうち29.1万円は損金の額に算入されることとなります。

根拠条文等

法人税法 第37条 (寄附金の損金不算入)

法人税基本通達 9-4-2 (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)

租税特別措置法 第66条の4第3項 (国外関係者との取引に係る課税の特例)

お問合せ先: 朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp 富田まで